

日本統計学会基準委員会運用規則

一般社団法人 日本統計学会

(総則)

第1条 本規則は、日本統計学会基準委員会（以下「本委員会」という。）の運用に関して定める。

本委員会は、日本統計学会委員会規程第1条4に基づく臨時委員会である。

(目的)

第2条 本委員会は「統計学分野の教育課程編成上の参照基準」に準拠して、一般財団法人統計質保証推進協会が実施する「統計検定」の基本的な出題水準を定めることを目的とする。

(構成員)

第3条 本委員会の委員は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 毎年1月1日から12月31日までとする。再任は妨げない。

付則

1. 本規則は2011年4月1日より施行する。